News Letter こころに晴れ間を くらしに活力を

2019年04月号 Vol.001

ごあいさつ

この号の内容

- 1 ごあいさつ
- 2 あいおい日和
- 3 教えてあいおいくん!
- 4 地域活動のご紹介
- 5 つれづれよこはま
- 6 晴耕雨読
- 7 思い出の1ページ



当所キャラクター あいおいくん



所長•司法書士 清水敏博

おかげさまで司法書士法人あいおい事務所は、地域の みなさまに支えられながら今年で開業18年目を迎える ことができました。

何かお困りごとがあったら「そうだ!あいおい事務所 に聞いてみよう!」とお気軽に相談していただける

「くらし安心まるごと相談窓口」として様々な問題を 解決するためのお手伝いをしています。

新しい「令和」時代の幕開けとともに当事務所も20年の節目に向けて、地域を支え、みなさまの暮らしに寄り添う事務所となれるよう、お役に立つ情報や事務所の近況などをお伝えするニュースレターを刊行し、定期的にお届けさせていただきます。

お時間あるときにお読みいただければ幸いです。

ひとりでも多くのみなさまが、イキイキとした毎日を 送っていただけるよう日々精進してまいりたいと思い ます。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

あいおい日和 :受付担当のご紹介

当所ではお客様にリラックスして相談していただける雰囲気づくりに力をいれています。

昨年4月に色とりどりのお魚さんたちを社員にむかえ、入口で受付役をしてもらっています。

お魚さんたちは環境の変化に敏感なので、残念ながら退社してしまったものも おりますが、初期から頑張っているベテラン社員を紹介します。



※人なっつこいので、お客さまがいらっしゃると、喜びます。 でも照れ屋のため写真NGの 社員もいます。



カクレクマノミ 2匹 特技:大食い(口に入りきれないご飯も ほおばり、気合で食べきる) 頭脳プレイ(他のお魚をおどろか せてご飯を横取り)



マンジュウイシモチ 3 匹 特技:省エネモード(水流にのってゆらゆら 必要最低限の動き) 瞬間移動(危険を感じたときは上下 左右にすばやく動く)

教えて あいおいくん!

38年ぶりに民法が改正されたという新聞記事を見たけど、 私たちの生活にどんな影響があるの?





高齢化社会に対応できるように「相続に関するルール」が 大きく変わりました。

紙面の関係で、相談が増えている「介護をめぐる相続トラブル」 に関連があるルール変更について、お知らせします。

【民法改正前】

相続の権利がない親族(例えば長男の嫁)が介護や看病に尽力した人(例えば義理の父)が亡くなった場合は、「長男の嫁にも遺産を渡したい」という介護を受けた人からの 遺言がないと介護や看病に対する何らかの報酬を受けることはできませんでした。



【民法改正により2019年7月1日~】

相続の権利がない親族であっても、介護や看病に対しての報酬を相続人に請求できるようになります。(特別寄与料)

- ※特別寄与料を請求できる親族…6親等内の血族、配偶者、3親等内の親族で、相続の権利がない人
- ※介護によって「財産の維持又は増加に特別の寄与をした」事実が必要
 - 例)完全看護の施設に入所させずに自宅介護をしたことで財産を維持した等
- ※相続の開始および相続人を知った時から6か月または相続開始の時から1年内に請求が必要

特別寄与料の新設により介護をした人の労が報われるようになりますが、真の意味で他の 親族からのねぎらいの気持ちが伝わらないと、遺産分割協議(相続財産をどのように分け るかを、相続人全員で話し合って決めること)がスムーズに進まず家庭裁判所での調停ま で発展してしまうリスクが高まります。また相続をきっかけに仲がギクシャクしてしまい、 疎遠になってしまうかもしれません。

介護が必要になった場合は、ひとりの人に負担を集中させないように親族で役割分担をしたり、介護者への感謝の意を日頃からきちんと伝えるなど、想いを形にし続けることが 肝要です。

相続トラブルの予防策は特別なことではありません。

ちょっとした心遣い、日ごろからの何気ない言葉のやりとりで血の通ったあたたかい人間 関係を築けるよう努力をしていくことが最強の予防策です。

法務局で自筆証書遺言が保管してもらえるようになるなど他の改正内容については、 次号以降でご紹介したいと思います。

ご関心のある方は法務省のHP「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について (相続法の改正)」をご覧ください。わかりやすいパンフレットも掲載されています。

地域活動のご紹介 地域から信頼され、必要とされる士業であり続けるために・・・

2001年の開業以来、多大なお力添えをいただいている地域への恩返し、そして地域が ますます元気で豊かになってほしいという思いから地域活動を行っています。 また、多岐にわたる司法書士業務において一事務所だけではお客様に対して質の高い サービスを提供することができないことから、行政や福祉、地域企業とよりよいネット ワークづくりに力をいれています。昨年度の活動の一部をご紹介します。

◆戸塚泉栄工業会「未来づくりプロジェクト実行委員会」の立ち上げ

丁業会に所属している司法書十・清水は若手経営者と共に 同委員会を立ち上げ、実行委員長に就任しました。 現在、2事業を行っています。

1.企業と地域の橋わたし事業~未来への架け橋~

地域貢献の方法がわからない企業と地域課題解決に向けた活動を している公益団体をつなぎ、協働できる関係づくりをすすめる。

- ・会員企業を対象に地域貢献活動についてのアンケート調査の実施
- ・戸塚区社会福祉協議会で開催されている会議に参加し公益団体 から地域のニーズや課題の収集

2. 会員企業 P R 事業~未来へのバトン~

魅力ある街の要素のひとつである企業の魅力を発信する。

・会員企業への訪問取材を行い工業会ホームページに記事を掲載。 製品やサービスなどの紹介だけではなく、地域やものづくりへの 想いなど物語性に着目し代表者の生の声を届ける。



戸塚区内の18地区社協との意見交換会



企業訪問取材

戸塚泉栄工業会「未来づくりプロジェクト実行委員会」HPをぜひご覧ください。 事業の内容や企業、戸塚・泉・栄区長の取材記事を掲載しています。



◆ケアプラザ主催の講演会の講師

当所では弁護士、税理士など11の士業グループ「LTRコンサルティングパートナーズ」を主宰 しているため、講演会などの講師をご用命いただくことが多いです。

難しくてわかりにくい法律の話を地域の方にお伝えできる貴重な機会となっています。





南戸塚地域ケアプラザ ケアマネジャー対象「成年後見、権利擁護」 ケアマネジャー・民生委員対象「成年後見」 地域住民対象「相続・遺言」



汲沢地域ケアプラザ

つれづれよこはま :司法書士・福井圭介

あいおい総合事務所のもうひとりの司法書士福井圭介です。

このコーナーでは、日ごろの仕事や生活で感じたことなどを

私が育った横浜にからめてお伝えいたします。

記念すべき第1回目は、DeNAベイスターズの開幕カード観戦記です。

といっても限られた誌面でお伝えできるのは、私のベイスターズに対する思いでしょうか。

(決して試合が大敗だったからではありません(汗))

大洋ホエールズの頃から応援し続け30余年、優勝は1度だけ体験しました。

毎年優勝を期待させては、夏ごろにはやっぱりだめか、

という思いにさせられ続けても応援し続けられるのはやはり、

地元横浜のチームだからなのでしょう。

そして親会社がDeNAになってからは、

私のような思いの人間をそのまま球場に向かわせる

エネルギーが出てきたように思います。

今ではほぼ毎試合スタジアムは満員ですし、

観戦当日ももちろん超満員でした。

地域に愛されるというのは大きな力を生むのだと感じます。

我々あいおい総合事務所も地域に愛され足を運びやすい事務所として、

皆様の大きな力になりたいと思います。



晴耕雨読

昨今、白黒はっきりさせたがる風潮がありますが、 様々な因果が相互に絡み合う複雑化した社会 において、単純な善悪の図式は成り立って いない気がします。

世の中で全うなこととしてまかり通っている ことも鵜呑みにせず、既成概念から自由な 自分でありたいものです。

白白どだ白存黒む白そ目一ほではれがは在をしはれに点ん 灰についての私見 はすでいる。 黒 でその を 適 は 黒に化するその瞬間まの灰の階間を経過する の灰の階間を経過する。 に黒へと生き始めている に黒へと生き始めている に黒へと生き始めている に黒へと生き始めている に黒へと生き始めている に黒へと生きがめている に黒へと生きがめている に黒へと生きがめている。 ゆせの小白 崩 俊 は 、るのだ。 用

思い出の1ページ:司法書士・清水敏博

開業したての29歳の私は、実務・社会経験とも に乏しく、毎日必死に経験を積み上げるべく奮闘 していました。

私より経験豊富な社長さんや中高年の方などから 相談される機会が多く、いつも努めて落ち着きが あるように取り繕っておりましたが、内心あたふた していたことを覚えております。

ですから、見かけだけでも少しでもベテランっぽく見えるようにと利用していたのが、このカバンです。

革張りで 厚みがあります。 当時の私には ずっしりと重かったです。



社会経験を積み年相応になった30代、晴れてカバンから卒業することができました。開業して18年、中堅となった今でも、初心を忘れないよう事務所の片隅に置いてあります。ちょっと、ほろ苦く懐かしい思い出です。

相続・遺言・贈与・成年後見・老後の生活設計

発行:司法書士法人あいおい総合事務所 横浜市戸塚区戸塚町157フタバビル203 TEL 045-862-6012 FAX 045-862-6081



さいごまでおよみいただき ありがとうございます。 次号は10月ごろです。

